

第12回統計基準部会結果概要

- 1 日 時** 平成25年7月5日（金）15:00～17:00
- 2 場 所** 中央合同庁舎第4号館 共用第3特別会議室
- 3 出席者**
- (部 会 長) 深尾京司
 - (委 員) 縣公一郎、中村洋一
 - (専 門 委 員) 佐藤聖、菅幹雄
 - (審議協力者) 内閣府、金融庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、埼玉県
 - (事 務 局) 内閣府統計委員会担当室：佐々木企画官ほか
総務省政策統括官付統計審査官室：池田審査官、高田国際統計管理官ほか
- 4 議 題** 日本標準産業分類の変更について
- 5 概 要**
- 事務局から第11回統計基準部会での指摘事項(歴史的変遷や分類の基準の順番等)に対して説明を行った。
- 「一般原則」を今回、統計基準として明確化することについては了解された。ただし、一般原則の内容については、今回の改定には反映しないが、答申に残す事項として4点の指摘があった。
- また、前回統計審議会の答申における指摘事項への対応については、基本的に了解されたが、一部「管理、補助的経済活動を行う事業所」及び「無店舗小売業」の検証については、引き続き行っていくことが適当とされた。
- 以上2点について、答申案の原案を示す際には再度議論することとされた。
- 今回改定の新設項目について各担当府省より説明があり、基本的考え方沿って審議した結果、適当であるとされた。なお、「コールセンター業」については、自社内のコールセンターの扱いを次回部会で再度確認することとなった。
- 委員・専門委員からの主な意見等は以下のとおり。

（1）第11回統計基準部会における指摘事項等への回答

- 一般原則の歴史的変遷をみると、大きい変更が3つある。一点は、第4回改定(昭和32年)時に附随的事業所を主事業所と同じ分類とする扱いから、経済活動の種類によって分類する扱いに変更した。付隨事業所の扱いが、それ以前はアメリカと同じ需要ベースの分類方法だったのを、供給ベースにするという変更を行ったことになる。アメリカが1997年にこの方法を採用するまで40年ほど先行していたことになる。ただ、扱いが徹底されていなかったので、アメリカが採用した時に日本が遅れているイメージを与えてしまった。
- 2点目は、それまでの事業所の定義は諸帳簿に注目したアクティビティに近い概念だったが、この改定時に区画を重視した国際的にはロケーションといわれる概念に変更した。この結果、一つの事業所が複数の経済活動を行うことを認めてしまったので、産業統計上様々な問題が発生した。50年続いているので、なかなか変えられない。

3点目は、前回(第12回)の改定で「産業の定義」の記述内容のところで、「社会的分業」という表現がなじみがないからという理由で削除してしまった。産業統計としてはなじみがない表現だったが、社会的な分業を分析する国勢調査の視点からは適切だったと思う。一方的な見方で削除されているので、次回改定時に検討してはどうか。

- 資料2の分類の基準について、はちみつの製造と製糖業を例にして考えると(1)の「(用途、機能など)」という点では似ているが、(2)の「(設備、技術など)」の点でみるとかなり異なる。このような場合、どちらを優先するかといった問題が出てくる。また、(3)の表現は需要ベース・供給ベースの見方が入り混じった形になっている。今回は大がかりな改定ではないので、これで差し支えないということであればこのままで理解はする。
- 産業の定義に「家計における主に自家消費のための財又はサービスの生産と供給は含まれない」とあるが、SNAでは家計における自家消費のための財の生産は概念上生産に含め、サービスは含めないという整理になっている。農家の自家消費用の生産も農業統計では生産として把握されているので、「産業の定義」と矛盾が生じるのではないか。
→ 確認する。
- 「一般原則」を今回、統計基準として明確化することについて適當であるとしたい。また、内容については、今回の改定には反映しないが、指摘事項として答申に残す事項の指摘をいただいたということにしたい。整理すると、4つの指摘があった。①附隨事業所を供給ベースにするかどうか。②事業所の定義の検討。③「社会的分業」という表現を戻すかどうか。④分類の基準の優先順位が分かりにくい。
また、前回の統計基準部会(第11回)で議論された前回統計審議会の答申における指摘事項への対応については、基本的に了解とするが、「管理、補助的経済活動を行う事業所」と「無店舗小売業」については引き続き検証していくことにする。
以上について、答申案の原案を示す際には再度議論したい。

(2) 今回の改定内容について

・「小分類 幼保連携型認定こども園」の新設

内閣府から、資料に基づき説明。

- 幼保連携型認定こども園については、幼稚園、保育所の両方の性格を持っている。しかも大分類で異なる。教育という扱いになったが、所管が違うからその他の大分類にするという扱いにならなかった事例として評価してよいと思う。
- 保育よりも教育の性格が強いという判断があったのか。
→ コスト等を基に判断すべきとの意見もあったが、どちらにすべきか判断が難しかつた。幼稚園と並列すると小分類、保育所と並列すると細分類となるが、データのユーザーとしては小分類として立てた方が結果表章されやすく、組み替えが可能となるので教育に新設したという面もある。

・「細分類 市場調査・世論調査・社会調査業」の新設

経済産業省から、資料に基づき説明。

- 現行の「3929 その他の情報処理・提供サービス業」の例示は「市場調査業」、「世論調査業」だけなので、細分類として「市場調査・世論調査・社会調査業」を新設すると、3929には何が残るのか。

→ 調問前にも議論はあったが、何が残るかは特定できる状況に至らなかった。何らかの事業所が残る可能性もあるので、今後の統計調査で状況を明確にしたい。

・「細分類 リラクゼーション業（手技を用いるもの）」の新設

経済産業省から、資料に基づき説明。

- リラクゼーション業の新設について、ヘルスケア産業の振興や消費者保護の観点からも妥当だと思う。ただ資料の中で「…ヘルスケア産業を構成する一つの産業として把握する必要性が生ずると見込まれる。」という文言があるが、積極的な書きぶりにした方がよろしいのではないか。また、組織率の低い業界団体のデータを根拠に使うのは妥当なのか。
- ヘルスケア産業全体ではなく、個別にリラクゼーション業やネイルサービス業に関して、具体的な施策が今現在あるかというと必ずしもそうではないので、「見込まれる」という表現を使っている。

また、業界団体のデータを用いることについては、公的統計でしか数値根拠を示せないのはいかがなものかという議論があった。用いているデータは、外部委託で全件電話調査を行うなどしたもので調査内容については精度が高いと考えて利用した。

・「細分類 ネイルサービス業」の新設

経済産業省から、資料に基づき説明。特に意見はなく了承された。

・「細分類 コールセンター業」の新設

総務省から、資料に基づき説明。

- 資料に「大手通販会社などでは、現在でも、自社内に大規模なコールセンターを抱えていることが多い」という記述がある。こういった事業所は現在、中分類「61 無店舗小売業」の細分類「6109 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所」に分類されると考えられるが、改定案の×例示に「通販会社の自社コールセンター」を入れた方がよいのではないか。

→ コールセンターが事業所として独立している場合は、本分類項目に含まれるものと考えている。

→ 補助的経済活動については、倉庫、運搬、修理などの活動に限定しており、例えば、自社の研究所なら、中分類「71 学術・開発研究機関」というように独立した事業所であれば、その経済活動によって分類されるというのが原則であり、コールセンターも同じ扱いになるものと考えている。

- 通販会社については本社業務のかなりの部分がコールセンター業務になっており、それをコールセンターに分類すると、無店舗小売業の本社になる事業所がなくなってしまうのではないか。
 - 想定をいくつか考えないといけないかと思う。自社コールセンターについて、区画内のものもあれば、場所を異にするものもある。事業所は場所ごとに1単位と前提があるが、本社機能を持ちながらコールセンターがビルの中にある場合もあるのでケースによって異なるてくる。
 - コールセンターの項目を立てること自体に問題はないが、通販会社等の自社コールセンターの扱いをはつきりした方がいいのではないか。
- コールセンターの内容例示と無店舗小売業でコールセンター機能が大きくなった場合の扱いについて次回整理し議論する。

- ・分類項目名の変更について

- 「国内市場商品先物取引業」の「国内市場」をとて、外国商品市場取引業を含めることであるが、それまで外国商品市場取引業が含まれていた「その他の商品先物取引業、商品投資業」には何があるのか。
 - ここには、例示として「特定店頭商品デリバティブ取引業者」等を今回入れることとしている。

6 次回の日程

平成25年8月2日(金) 15時から中央合同庁舎4号館2階共用第3特別会議室において開催することとされた。

以上